

「コムストックローン約款」【コムストックローン・通信取引】一部改正新旧対照表

日本証券金融株式会社

[実施日：平成 30 年 5 月 7 日予定]

(下線箇所は改正部分)

変更後	変更前
<p>第 1 条 〔現行どおり〕</p> <p>第 2 条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>1～4 〔現行どおり〕</p> <p>5 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、<u>適当と認めないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 〔現行どおり〕</p> <p>(2) <u>担保有価証券のうち融資不適格銘柄(当社がコムストックローンの担保として適当と認める銘柄以外の銘柄をいい、以下同じとします。)を除いた銘柄の時価額に対する融資残高の割合が70%未満であること。なお、融資不適格銘柄は当社のウェブサイトを確認することができます。</u></p> <p>(3)、(4) 〔現行どおり〕</p> <p>第 3 条 〔現行どおり〕</p> <p>第 4 条 (融資要領)</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)、(2) 〔現行どおり〕</p> <p>(3) 第 1 号の融資限度額は、<u>担保有価証券のうち融資不適格銘柄を除いた銘柄の時価額に65%</u> (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占め</p>	<p>第 1 条 〔 略 〕</p> <p>第 2 条 (契約の成立および契約期間)</p> <p>1～4 〔 略 〕</p> <p>5 次に掲げる事項のいずれかを充足しない場合には、前項に規定する更新の審査において、<u>適当と認めないもの</u>とします。なお、審査の結果、契約を更新できない場合の理由は開示しないものとし、お客様は、当社の審査の結果および理由の不開示につき異議を述べないものとします。</p> <p>(1) 〔 略 〕</p> <p>(2) <u>第 5 条に定める担保不足の状態にないこと。</u></p> <p>(3)、(4) 〔 略 〕</p> <p>第 3 条 〔 略 〕</p> <p>第 4 条 (融資要領)</p> <p>1 融資限度額および融資方法</p> <p>(1)、(2) 〔 略 〕</p> <p>(3) 第 1 号の融資限度額は、<u>担保有価証券のうち、当社が適当と認める銘柄の時価額に65%</u> (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める</p>

変更後	変更前
<p>る場合は55%) を乗じた金額 (1 万円未満切捨て) とします。ただし、3,000 万円を上限とします。</p> <p>(4)~(7) 〔現行どおり〕</p> <p>2 返済方法</p> <p>(1)~(4) 〔現行どおり〕</p> <p>(5) 第 2 号②に定める売却返済については、以下のとおり取扱うものとします。</p> <p>①~③ 〔現行どおり〕</p> <p>④ 上記③の当社が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券の時価額に65% (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は55%) を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。なお、お客様から当社に売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済の申出がある場合は、その申出額とします。</p> <p>⑤ 〔現行どおり〕</p> <p>(6) 〔現行どおり〕</p> <p>第 5 条~第 18 条 〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成30年 5 月</p>	<p>場合は55%) を乗じた金額 (1 万円未満切捨て) とします。ただし、3,000 万円を上限とします。なお、<u>当社が担保として適当と認める銘柄以外の銘柄 (以下「融資不適格銘柄」といいます。)</u> は、<u>当社のウェブサイトを確認することができます。</u></p> <p>(4)~(7) 〔 略 〕</p> <p>2 返済方法</p> <p>(1)~(4) 〔 略 〕</p> <p>(5) 第 2 号②に定める売却返済については、以下のとおり取扱うものとします。</p> <p>①~③ 〔 略 〕</p> <p>④ 上記③の当社が指定する返済必要額とは、コムストックローンの融資残高を売却後の担保有価証券 (<u>融資不適格銘柄を除きます。</u>) の時価額に65% (一銘柄の時価額の割合が時価額合計の70%以上を占める場合は55%) を乗じた金額以内とするために必要な返済額をいいます。なお、お客様から当社に売却代金の範囲内で当該返済必要額を超える返済の申出がある場合は、その申出額とします。</p> <p>⑤ 〔 略 〕</p> <p>(6) 〔 略 〕</p> <p>第 5 条~第 18 条 〔 略 〕</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p>平成29年 6 月</p>